					平成25	年	行政事	業レヒ	ごューシー	ト		生労任	動省)	
4	事業名 過誤納保険料の払戻し等に必要な経費 (年金特別会計国民年金勘定)			担当部	<b>『局庁</b>	左	年金局		作成責任者		i			
	業開始 • (予定) 年度		昭和 3	6 年月	<del></del>		担当	課室	糸	総務課		務課長	: 八神	敦雄
会	計区分	年金特別会計国民年金勘定			政策 • ∶	施策名		-	_					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		「国民年金法施行令」第9条 「国民年金法」第21条、21条の2				関係する通知			貨幣交換差増減整 (昭和8年7月16日					
(目扌	内)	<ul><li>外国居住者 して支払う。</li><li>厚生年金等 ととなるが、</li></ul>	新に対する年金の い給付を受け 手続きの軽減か	の支払 ている <sup>れ</sup> いら、遺	いにおいて、年: 者が亡くなり年3 族自身に支給さ	金のi eのi iれて	送金時とその 過払いがあっ いる国民年	の支払耶 oた場合 金から	の加入により生じ 双消時による戻入 は、債務を引き組 当該亡くなった者の 民年金勘定から原	時の為替レート いだ者が年金 の過払分の年金	への差額を の過払い 金を差し引	日本銀分を国  いて支	段行へ補 に納付す [給し、当	するこ
<b>事業概要</b> (5行程度以内。 別添可)		- 日本銀行 □	の請求(四半期	明毎に	年4回)に基づ	き、ね	為替取組」	上生じた	青求に基づき随田 :差減に充てるた 3月末に国民年9	:めの補填金を	を支払う。		を行う。	o
実	施方法	■直接実施	□委託	·請負 	□補助		□負担		交付 □貸 —————		·の他			
			V 'm 콧 '箁		22年度		23年度	0.400	24年度	25年度			6年度要	
			当初予算 ————— 補正予算		41,982			6,469	49,33	3/	47,488			48,029
予		の状	開血了舞 繰越し等					5,058						
	<b>执行額</b> 垃:百万円)	)	計		41,982			1,527	49,33	37	47,488			48,029
		執	 .行額		40,625		4	1,522	39,6	14				<del></del>
		執行2	率(%)	97%			100%	80	0%					
		成果指標						単位	22年度	23年度	24年	度	目標(一年	標値 F度)
<b>与</b>	目標及び成 果実績 ウトカム)	過誤納保険料納付者等の請求に基づき適切に支 払う。				こ支	成果実績		_	_	_		_	-
							達成度	%	_	_		-		
		活動指標						単位	22年度	23年度	24年	度	25年度活	動見込
	指標及び活 動実績						活動実績		_	_	_	-	_	_
(アワ	<b>ウトプット)</b>	請求に応じ適宜支払う。				(当初見 込み)		_	_	_		(	)	
単位当たり コスト		(円/ )			算出根拠		_							
	費 目 25年度当		25年度当初	]予算	26年度要求									
平成	賠償償還及払戻金			47,484	48,0	26 国	6 国民年金保険料の還付に伴う払戻金の増等による							
2 5	貨幣交換差	交換差減補填金		0		0	0							
26年度予算内	支払調整金	繰入		4		4								
訳		<del>-</del> 1		47.400	40.0	00								
	•	計		47,488	48,0	29								

	事業所管部局による点	<b>検</b>						
	項目	評価	評価に関する説明					
国費 投入の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	0	国民年金保険料の過誤納が生じた場合の保険料の払い見し等を行う事業であり、国民の生活の安定が損なわれること					
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	0	を防止することを目的とする公的年金事業の一環であるため、必要不可欠な事業である。					
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業と なっているか。	_	本事業は、安定的かつ継続的に行うことが求められる 事業であることから、国において行うべき事業である。					
事業	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	_						
	受益者との負担関係は妥当であるか。	0	国民年金保険料を過誤納した被保険者等への保険料  の払い戻し金等であり、受益者との負担関係は妥当で  ある。					
の	単位当たりコストの水準は妥当か。	-						
効 率 性	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	_						
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	0	国民年金保険料を過誤納した被保険者等への保険料 の払い戻し金等であり、真に必要な経費に限定されて					
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-						
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果 的あるいは低コストで実施できているか。	_						
の有	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	0	過誤納保険料納付者等の請求に基づき適切に支払うことを成果目標としており、成果目標に沿って過誤納保険料納付者等に適切な					
効 性	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	0	活動実績はほぼ見込みどおり推移している。					
重	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	_						
複排	事業番号      類似事業名       所管府省・部局名							
除								
	 ・賠償償還及払戻金は、過徴収となった国民年金保険料等を納付義務者への還付に充てるものである。							
点	・貨幣交換差減補填金は、海外払いの給付費の為替取組上生じた差減に充てるため、日本銀行に交付する補填金に充てるものである。							
検結果	・支払調整金繰入は、厚生年金等の過払額を国民年金の支給額から差し引き調整した額を国民年金勘定から厚生年金勘定等へ繰り入れるものであ る。							
	・引き続き、迅速な支払いに努めるとともに第1号被保険者等への国民年金保険料の 正な資金繰りを行うなどの取り組みを進める。	)払戻し等	に支障をきたさぬように、過去の支払実績等を踏まえ適					
	外部有識者の所見							

	行政事業レビュー推進チームの所見							
現 状 通 り	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き適正な執行に努めるべき。							
	所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
現 状 通 り	-							
	備考							

## 1. 事業仕分け

①実施年月日・・・平成22年10月28日

②事業番号····A-9

③評価結果・・・・<枠組みのあり方(主体・区分経理)> 新たな制度設計の中であり方を検討

<資金のあり方(積立金の取扱い)>

新たな制度設計の中であり方を検討(年金制度の持続性や年金財政についての正直な現状分析に立って議論すべき)

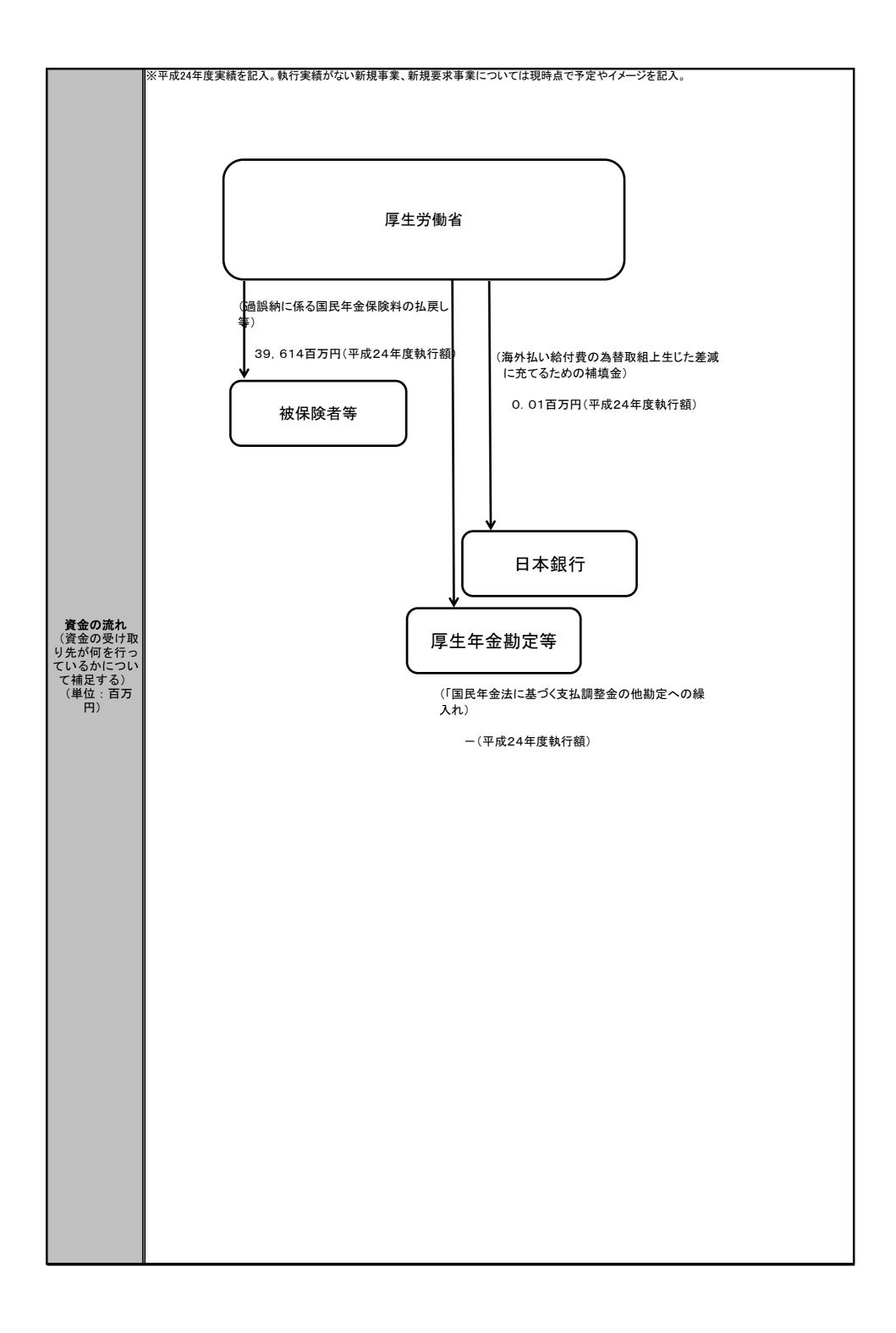
2. 提言型政策仕分け

①実施年月日···平成23年11月23日 ②事業番号····B5-5

③評価結果・・・・現役世代を含む次世代に負担を先送りせず、将来も持続可能な年金制度とするためには、まずは年金の特例水準を来年度から 

体改革成案に沿って、低所得者の年金の拡充も行うべき。

平成22年	ı	平成23年	733	平成24年	647



		A.			E.	
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)
	賠償償還及払	過誤納に係る国民年金保険料の払戻し等	39,614			(日の口)
	戻金		,			
	計		39,614	計		0
		В.	A +=		F	A +=
	費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
	支払調整金繰 <u>入</u>	「国民年金法」に基づく支払調整金の他勘 定への繰入れ	_			
<b>費目・使途</b> (「資金の流れ」に						
(「資金の流れ」に おいてブロックご						
おいてブロックごとに最大の金額が支出されている						
が支出されている者について記載						
する。費目と使途の双方で実情が						
分かるように記載)						
	計		0	計		0
		C.	G.			
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金額(百万円)
	貨幣交換左減 補填金	海外払い給付費の為替取組上生じた差減 に充てるための補填金	0.01			
	計		0.01	計		0
		D.			H.	
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金額(百万円)
	計		0	計		0

## 支出先上位10者リスト A.\_\_\_\_

Λ.	支 出 先	業務概要	支出額(百万円)	入札者数	落札率
1	被保険者等	過誤納に係る国民年金保険料の払戻し等	39,614		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

 B.

 支出先
 業務概要

 1日本銀行
 海外払い給付費の為替取組上生じた差減に充てるための補填金

 2

 3

 4

 5

 6

 7

 8